

見附市告示第91号

見附市病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年5月14日

見附市長 稲田 亮

見附市病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

見附市病院事業職員の給与に関する規程（平成22年見附市告示第36号）の一部を次のように改正する。

第9条及び第17条第1項第1号中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

別表第4のウの表中

「

4級	1 相当高度の知識又は経験を有し、困難な専門的業務を行う科長、室長又は副科長の職務 2 特に高度の知識又は経験を有し、困難な専門的業務を行う職務
5級	1 副部長、科部長又は副主幹の職務 2 高度の知識又は経験を有し、困難な専門的業務を行う科長、室長又は副科長の職務

」を

「

4級	1 相当高度の知識又は経験を有し、困難な専門的業務を行う科長、室長又は副科長の職務 2 特に高度の知識又は経験を有し、困難な専門的業務を行う職務 3 相当高度の知識又は経験を有し、困難な専門的業務を行う主任の職務で管理者が認める者
5級	1 副部長、科部長又は副主幹の職務 2 高度の知識又は経験を有し、困難な専門的業務を行う科長、室長又は副科長の職務 3 高度の知識又は経験を有し、困難な専門的業務を行う主任の職務

	務で管理者が認める者
--	------------

」に

改める。

別表第 1 2 を次のように改める。

期間の区分	支給額（円）	期間の区分	支給額（円）
1年未満	371,300	18年以上19年未満	359,300
1年以上2年未満	371,300	19年以上20年未満	355,300
2年以上3年未満	371,300	20年以上21年未満	351,300
3年以上4年未満	371,300	21年以上22年未満	339,000
4年以上5年未満	371,300	22年以上23年未満	324,300
5年以上6年未満	371,300	23年以上24年未満	308,800
6年以上7年未満	371,300	24年以上25年未満	293,300
7年以上8年未満	371,300	25年以上26年未満	277,300
8年以上9年未満	371,300	26年以上27年未満	260,300
9年以上10年未満	371,300	27年以上28年未満	243,300
10年以上11年未満	371,300	28年以上29年未満	226,300
11年以上12年未満	371,300	29年以上30年未満	208,800
12年以上13年未満	371,300	30年以上31年未満	191,300
13年以上14年未満	371,300	31年以上32年未満	173,800
14年以上15年未満	371,300	32年以上33年未満	155,800
15年以上16年未満	371,300	33年以上34年未満	137,300
16年以上17年未満	367,300	34年以上35年未満	118,800
17年以上18年未満	363,300		

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の見附市病院事業職員の給与に関する規程の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。ただし、別表第 1 2 の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。